

作業主任者技能講習受講申込書

・本人確認の方法として下記のものが必要になります。

・氏名・生年月日・本籍地(都道府県)が確認できる身分証明書のコピーを裏面に貼り付けて下さい。
 【例】自動車運転免許証(本籍地が載っていない場合は本籍地が確認できる書類を添付して下さい)・パスポート・住民票・戸籍抄本・技能講習修了証・労働安全衛生法関係各種免許

- 受講を希望する番号に○印をつけて下さい。
- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 地山の掘削及び土止め支保工 | 5. 木造建築物の組立て等 |
| 2. 型枠支保工の組立て等 | 6. コンクリート造の工作物の解体等 |
| 3. 足場の組立て等 | 7. 石綿 |
| 4. 建築物等の鉄骨の組立て等 | |

写 真
3.5×2.5
2枚
(1枚貼付
1枚クリップ止め)

注) ★ の欄は必ず本人が記入して下さい。

★ふりがな 氏名		男 女	★生年 月日	昭和 平成	年 月 日
★本籍地	都・道・府・県				
★住所	〒 _____		TEL _____ 携帯電話 _____		
勤務先	事業所名	TEL _____			
	所在地	〒 _____			
★受講資格に必要な学歴 (下記の作業従事期間が2年以上3年未満の方のみ記入して下さい。)	() 科			※卒業証明書等のコピー 有・無 (裏面②で申込の方必須)	
事業主証明欄 (石綿については記入不要)	受講資格に該当する 従事作業内容	(裏面の受講資格を参照のうえ記入して下さい)			
	作業に従事した期間	年 月 ~ 年 月 (年 ヶ月)			
	上記のとおり経験期間・作業内容欄に記載したとおり相違ないことを証明いたします。 平成 年 月 日				
	所在地	〒 _____		事業所名	TEL _____ FAX _____
	代表者職氏名	(印)			
※受講者が事業主本人の場合は、証明として受理できません(家族の証明も不可)					

必ず郵便番号を記入して下さい。

- 注) 1. 記載事項に虚偽の申請が認められた場合は、修了証の交付ができないことがあります。
 2. 受講対象者の年齢は満18歳以上とします。
 3. 受講料は、当日欠席の場合は返還できません。
 4. 講習会当日の遅刻は認められません。(時間厳守)
 5. 記入していただいた各項目は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

◎実施 管理者	◎受付 担当者
------------	------------

★申請者 (受講者本人)	(印)
-----------------	-----

◎座席 番号

◎欄は記入不要です。

受 講 資 格 一 覧 表

地 山 の 掘 削 及 び 土 止 め 支 保 工	<ul style="list-style-type: none"> ① 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者 ③ その他厚生労働大臣が定める者
型 枠 支 保 工 の 組 立 て 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 型わく支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型わく支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者
足 場 の 組 立 て 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 足場の組立て、解体又は変更に関する<u>作業に満18歳以上となってから3年以上従事した経験</u>を有する者 ② 学校教育法による大学、又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
建 築 物 等 の 鉄 骨 の 組 立 て 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
木 造 建 築 物 の 組 立 て 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（次号において「構造部材の組立て作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
コ ン ク リ ー ト 造 の 工 作 物 の 解 体 等	<ul style="list-style-type: none"> ① コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
石 綿	受講資格なし（但し、受講対象者の年齢は満18歳以上とする）

〈 コ ピ ー 貼 付 欄 〉